

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-1	地域防災力の向上	施策責任者	危機管理部長 乾 浩二
目指す姿	自助、共助、公助の役割が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。			
関係課	危機管理消防課	個別計画	地域防災計画、国民保護計画、地震防災対策アクションプログラム	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	19.5	7/40位	34.9	11/40位	●令和3年度実施の市民意識調査において、「地域防災力の向上」の施策に対する重要度は上昇し、満足度はほぼ横這いとなりました。この要因として考えられるのは、対象年度に本市で大きな災害がなかったものの、他府県において甚大な災害が生じたことによるものと分析します。
R 2	13.2	12/40位	35.3	11/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	自主防災組織率（世帯割）	%	実績	84.6	86.8	87.5	88	88.1	100	県平均 R1：96.0% R2：96.2%
			達成率（%）	84.6	86.8	87.5	88.0	88.1		
②	自主防災組織の活動に参加している市民の割合「R3市民意識調査」	%	実績	18.9	15	17.6	9.9	9.4	50	
			達成率（%）	37.8	30.0	35.2	19.8	18.8		
③	家具固定を行っている市民の割合「R3市民意識調査」	%	実績	21.4	24.3	22.6	22	24.1	50	県民意識調査（3年毎公表翌年度）H25：43.8% H28：45.5% R1:53.0%
			達成率（%）	42.8	48.6	45.2	44.0	48.2		
④	水や食料などを備蓄している市民の割合	%	実績	38.3	41.7	43.6	46.2	46.8	70	
			達成率（%）	54.7	59.5	62.2	66.0	66.8		
⑤	災害協定締結件数	件	実績	33	35	38	41	43	50	岩出市 R1：54件 R2：60件
			達成率（%）	66.0	70.0	76.0	82.0	86.0		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により設立啓発等の活動ができませんでした。
②新型コロナウイルス感染症の影響により訓練等の活動ができなかったため、達成率は昨年度に引き続き低くなっています。
③家具転倒防止対策促進事業の申請件数増に伴い、若干ではありますが割合が増えてきています。
④昨年度からは横這いではありますが、各地の災害の報道により、備蓄の必要性に対しここ数年上昇傾向です。
⑤各地での甚大な災害の報道発表により、企業からの協定締結の働きかけがあり、協定締結件数が順調に増えてきています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 毎年、国内の各所で大きな地震や局地的豪雨などの大きな自然災害が発生しています。また、南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市でも震度6強の地震発生が予想されています。
●災害が生じた場合、住民が避難を行うタイミングが明確でなかったため、国により避難勧告と避難指示が統一されました。
●新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、避難所を開設する際には、集団感染対策を万全に行う必要性が生じました。
●各地で地震が頻発していることもあり、市民意識調査によると、「水や食料を備蓄している」市民の割合が46.8%となっています。市民全体では防災意識の高まりがありますが、被災経験がある地域と被災経験がない地域によって防災意識における地域差があります。
●大規模災害が生じた場合に備え備蓄物資を蓄えておりますが、想定避難者数を考慮した備蓄物資を保管するための倉庫が不足しています。
●避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画の作成を努力義務化されました。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

- ◎自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取り組みが必要です。
◎有事の際の指定避難所のスムーズな開設、運営につながる対策が必要です。
◎各家庭における食料等の備蓄や家具固定を促進する必要があります。
◎職員の方の防災対応力の強化として、研修や訓練の実施が必要です。
◎災害対策本部機能（システム導入等含む）の充実と職員の防災対応力の強化（全庁的な協力体制の確立等）が必要です。
●新型コロナウイルス感染症等の拡大と同時に、大規模災害が発生した場合に全庁的な協力体制や機能維持の構築が課題です。
●策定した受援計画に基づき、実際の受け入れ体制や施設についての検討が必要です。
●障がい者や児童等の避難行動に支援を要する市民の避難方法や情報伝達について対策が必要です。
●備蓄食料や防災資機材の計画的な整備及び保管場所の確保が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	防災意識の啓発、普及	●家具固定の促進を図るため、平成29年度から家具転倒防止対策促進事業の実施と啓発を行い、令和2年度から同事業の申請を簡素化し、啓発方法を工夫したことにより、申請件数が目標件数に達しました。 ●幼少期から防災意識を持ってもらうため、小学生高学年を対象に防災教室を平成28年度から実施し、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、テキストや備蓄物資等を配布して書面実施としました。 ●自主防災組織設立を促進するため、自治会活動の場において、自主防災組織の必要性について啓発を強化する体制でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実地啓発はできませんでした。 ●市民等の円滑な避難行動につなげるため、紀の川市ハザードマップを更新するとともに、避難方法等を要約した防災ガイドを作成し、全世帯に配布して啓発を行いました。	普通	●家具固定の促進を更に進めるため、事業実績を検証するとともに、申請目標を令和5年度から上方修正します。 ●幼少期から防災意識を持ってもらうため防災教室を継続実施します。 ●継続して自主防災組織設立を促進するため、自治会活動の場において、必要性について啓発を強化し、また研修の派遣要望には積極的に参加していきます。 ●令和3年度に更新・作成した紀の川市ハザードマップや防災ガイドを活用して、市内の危険箇所や市民の避難行動の円滑実施に向け、啓発を継続します。 ●避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を実施するため、個別避難計画を作成します。
	危機管理消防課			
②	防災施設などの計画的な整備	●防災行政無線のデジタル化事業完了後、防災行政無線放送の効果的な運用と他の情報ツールとの効率的な連携・活用を図るとともに、防災行政無線直直しサービスのフリーダイヤル化や防災情報ライン連携など新たな伝達手段について調査研究を行いました。 ●震度感知式鍵ボックスの設置完了後、避難してきた市民が速やかに避難できる訓練を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により訓練を実施できませんでした。 ●避難してきた市民が安全で安心して過ごせるよう、引き続き、防災資機材や備蓄物資を整備して、避難所の機能強化を図りました。	普通	●継続して防災行政無線放送の効果的な運用と他の情報ツールとの効率的な連携・活用を図るとともに、新たな情報伝達手段についても運用・実施に努めます。 ●地震発生時に速やかに地域住民が避難所が開設・運営できるよう、震度感知式鍵ボックスや防災倉庫等の説明を行うとともに避難所開設・運営訓練を実施します。 ●引き続き、防災資機材や備蓄物資を整備して、避難所の機能強化を図ります。
	危機管理消防課			
③	行政の防災対応力の強化	●職員防災マニュアル策定に伴い、策定したマニュアルの検証及び防災対応力を高めるための訓練や研修を実施しました。 ●災害対策本部機能の充実として、災害対応の共有化を図るシステムに関し、現在運用している防災行政無線と連動している情報共有ソフトを本格運用を開始し、関係部署が活用できるよう操作研修を実施しました。	普通	●職員防災マニュアル策定に伴い、継続して策定したマニュアルの検証及び防災対応力を高めるための訓練や研修を実施します。 ●災害対策本部機能の充実として、災害対応の共有化を図るシステムに関し、現在運用している防災行政無線と連動している情報共有ソフトを更に活用できるよう継続して、関係部署と連携して操作研修を実施します。 ●新たな情報伝達手段の円滑運用及び更なる情報伝達方法について、調査・研究を行います。
	危機管理消防課・社会福祉課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●災害発生時の対応において「自助・共助・公助」の連携は重要であるので、地域の自主防災組織の設立促進と活動活性化に向けた訓練や研修会の推進を引き続き行います。 ●備蓄食料や防災資機材の維持管理及び、整備充実に努めるとともに、各種事業等との災害協定の締結に努めます。 ●有事の際、市職員や市民が指定避難所のスムーズな開設、運営ができるよう、市の防災総合訓練と地域の防災訓練において避難所開設・運営訓練を推進します。 ●地震発生時の対策として、さらに家具固定の重要性を市民に周知し、家具固定の促進に取組めます。 ●職員の防災対応力の強化のため、地域防災計画や職員防災マニュアルを活用した研修や訓練を実施します。 ●災害対策本部機能の充実として、円滑な避難行動や迅速な災害対応につながるシステムの円滑運用に努めます。 ●防災行政無線放送の効果的な運用と他の情報ツールとの効率的な連携・活用を図るとともに、新たな情報伝達手段について調査・研究を行います。 ●新型コロナウイルス等の感染症の拡大と同時に、大規模災害が発生した場合の全庁的な協力体制や機能維持の構築に努めます。 ●不足している備蓄倉庫（防災倉庫）については、既存施設の有効活用も含め、関係部署と連携し、計画的な位置付けを行うとともに備蓄スペースの確保を進めます。 ●策定した受援計画に基づき、実際の受け入れ体制や施設についての検討を行います。 ●障害者や児童等の避難行動に支援を要する市民の避難計画を作成します。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	他の府県において甚大な災害の報道発表により、市民意識調査の重要度については12位から7位になり、満足度については11位で横這いになりました。しかし、昨年度に引き続き災害が少なかったという結果論であって、地域防災力が向上したのではないと考えます。その結果が、成果指標にも表れており、5項目中4項目が達成に至らず、その殆どが達成するまでに相当な時間と労力を費やす必要があると考えます。新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の反響や意見を訓練や研修を通して多くの意見を聞けておりませんが、自治区長等から訓練の必要性・重要性についてのご意見を聞いていますので、地域の防災力は少しずつ向上しつつあると評価します。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-2	効率的で効果的な消防体制の整備	施策責任者	危機管理部長 乾 浩二
目指す姿	安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。			
関係課	危機管理消防課	個別計画	地域防災計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	9.4	19/40位	35.2	11/40位	●令和3年度実施の市民意識調査において、「効率的で効果的な消防体制の整備」の取り組みに対する満足度は、令和2年度調査結果から低下、重要度は上昇する結果となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により他の施策の方が重要視されたことに加え、消防活動等の自粛により市民の認知度が下がったことが大きな要因と考えられます。また、重要度が上昇したことについては、建物火災や災害救助等に関する報道発表により市民の関心が高まったことが要因と考えられます。
R 2	9.1	24/40位	37.9	7/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (目標値)	ベンチマーク
①	消防団員の充足率	%	実績	97.8	97.2	97.2	96	95.2	100	定数 1,407人 各年4/1現在数 H29:1376人 H30:1367人 H31:1367人 R2:1351人 R3:1339人 R3市民意識調査より
			達成率 (%)	97.8	97.2	97.2	96.0	95.2		
②	消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	%	実績	72.3	69.2	62	63.8	66.8	100	
			達成率 (%)	72.3	69.2	62.0	63.8	66.8		
③	消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	%	実績	57.1	52.6	54.3	45.1	44.5	70	
			達成率 (%)	81.5	75.1	77.5	64.4	63.5		
④	消防学校・那賀消防組合への研修派遣回数	回	実績	9	7	9	2	4	10	
			達成率 (%)	90.0	70.0	90.0	20.0	40.0		
⑤	消防団協力事業所制度登録事業所数	事業所	実績	0	0	6	7	7	5	
			達成率 (%)			120.0	140.0	140.0		

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

- ①各部の団員数確保の努力により横這いとなっています。
②昨年度に比べ消防活動等が増えたことによる市民の認知度が若干上がったことが要因と考えます。
③新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、各種訓練・行事が中止になったため、昨年度と同様に満足度が低くなったと考えます。
④新型コロナウイルス感染症の拡大状況を確認しながら、活動は少しずつ増加しています。
⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所への働きかけが困難であったため、横這いとなりました。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

- 全国的に消防団員の高齢化や担い手の不足が進んでおり、新たな消防団員の確保が課題となっている一方で、全国的にも女性消防団員は増加傾向にあります。
●全国的にも、消防団員が減少しており、団員確保を目的に、報酬の見直しや、消防団活動の装備品の充実を図るなどの取り組みが必要となっています。
●本市消防団は、県内2位の消防団員数を有しているが、山間部団員の高齢化による後継者問題、サラリーマンなどの被用者団員の増加により、消防団員確保のための新しい取り組みが求められています。
●継続した取り組みとして、紀の川市消防団女性分団や紀の川市消防団本部近畿大学部において、各種訓練や啓発活動に取り組んでいます。また、学生消防団員活動認証制度の推進をしています。
●紀の川市消防団入団者がいる市内企業の理解を得て、紀の川市消防団協力事業者の登録を推進しています。
●本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。
●建築物の不燃化が進み、住居の安全性も高まっているほか、関係機関と連携して防火意識の高揚を図る取り組みも推進していますが、毎年度、那賀消防組合の管轄地域において、多数の火災が発生しています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

- ◎消防団員確保のため処遇の改善や多様な消防体制の構築、地域の現状に応じた組織の再編が必要です。
◎効果的な各種訓練を継続実施し、消防団員の能力向上を図ることが必要です。
◎消防施設・資機材の継続的な更新・整備が必要です。
●消防団の活動を広く認知してもらう取り組みが必要です。
●災害時には、地域の企業や女性防火クラブ等の協力体制の構築が必要です。
●火災や行方不明捜索等には迅速な状況把握が必要なため、ドローン等の先端技術を活用できる組織的な人材確保が必要です。
●那賀消防組合の運営について、現状では人事、施設整備等の予算については2市の協議が必要で、場合によっては迅速性を求められる案件でも円滑に進まない事もある。2市それぞれの特性を活かしたまちづくりを実施していくため、それぞれの市で独立した消防局（消防署）設立や常備・非常備消防の一体運営等の検討が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	消防・救急・救助体制の充実	●消防団協力事業所制度を普及させるため、制度の啓発を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛しました。 ●消防団の質の向上のため、活動時の安全確保につなげるよう基本的な訓練を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により必要最小限の実施となりました。 ●女性消防団の活動の場を広げていけるよう計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により必要最小限の実施となりました。 ●学生消防団の活動の場を広げていけるようを計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により必要最小限の実施となりました。 ●県消防操法大会出場に係る選手団員や消防団幹部の負担軽減を図る取り組みを計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大会は中止となりました。 ●消防団員の処遇改善に関し、団員報酬や安全装備品の充実等の検討を進め次年度の予算要求を行いました。	普通	●那賀消防組合との連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。 ●消防団員の報酬や手当の見直しを行い処遇の改善を図ります。 ●山間部などの団員の高齢化、後継者問題に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制を検討します。 ●消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりを構築し、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、消防団体制を強化するため、学生消防団認証制度を浸透させます。 ●消防団員の能力向上のため、消防団強化制度を充実させ、消防に関する知識の習得と消防団員間における指導体制を強化します。また、ドローンを活用した消防団活動を充実させるため、団員のドローン操縦者を育成します。 ●女性分団、学生分団近畿大学の育成を継続的にを行い、消防団活動の活性化を図ります。
	危機管理消防課			
②	火災予防対策の推進	●消防団の女性分団や学生分団、また女性防火クラブの活動を活発化させ、地元消防団や自主防災組織とも連携して、地域や家庭への火災予防啓発を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛もしくは、必要最小限の事業実施となりました。	普通	●消防団の女性分団や学生分団、また女性防火クラブの活動を活発化させ、地元消防団や自主防災組織とも連携して、地域や家庭への火災予防啓発に努めます。 ●那賀消防組合と連携し、火災警報器の適正な設置を推進します。
	危機管理消防課			
③	消防施設・装備の計画的な整備	●必要なときに必要なものが正しく使えるように、消防器具庫、防火水槽、また、ドライブレコーダー搭載の小型動力ポンプ付積載車などの計画的な修繕・整備を行いました。 ●消防団員の安全を確保するため個人装備品（活動服、ヘルメット等）やテント等の資器材の充実を図りました。 ●本市消防団本部の消防体制の充実強化を図るため、ドローンの点検整備を実施して、火災や行方不明捜索に迅速な対応を行いました。	普通	●必要なときに必要なものが正しく使えるように、消防器具庫、防火水槽、また、ドライブレコーダー搭載の小型動力ポンプ付積載車などの計画的な修繕・整備を行います。 ●引き続き、消防団員の安全を確保するため個人装備品の充実を図ります。 ●本市消防団本部の消防体制の充実強化を図るため、高性能ドローンを増設して、水難捜査や大規模災害時の人命救助を迅速に対応できるよう整備を行います。
	危機管理消防課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●消防団員確保のため処遇の改善（報酬見直しや安全装備品の充実等）や多様な消防体制の構築、地域の現状に応じた組織の再編に取り組みます。 ●効果的な各種訓練を継続実施し、消防団員の能力向上を図ります。 ●消防施設・資機材の継続的な更新・整備を進めます。 ●消防団の活動を広く認知してもらうよう取り組んでいきます。 ●災害時には、地域の企業や女性防火クラブ等の協力体制の構築に取り組んでいきます。 ●火災や行方不明捜索等には迅速な状況把握が必要なため、ドローン等の先端技術を活用できる組織的な人材確保を進めます。 ●那賀消防組合の運営について、現状では人事、施設整備等の予算については2市の協議が必要で、場合によっては迅速性を求められる案件でも円滑に進まない事もある。2市それぞれの特性を活かしたまちづくりを実施していくため、それぞれの市で独立した消防局（消防署）設立や常備・非常備消防の一体運営等の検討が必要です。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	紀の川市においても消防団員の高齢化や被雇用者団員が多く、その対策として消防団女性分団や学生分団の結成、消防団協力事業所表示制度の推進等、消防体制の整備を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛もしくは、最小限の実施になったため、市民意識調査の「効率的で効果的な消防体制の整備」に対する満足度は若干低下して11位となりました。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-3	災害に強いまちの形成	施策責任者	建設部長 井ノ上 益秀
目指す姿	大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。			
関係課	道路河川課、都市計画課、農林整備課、危機管理消防課	個別計画	地域防災計画、公営住宅等長寿命化計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	31.5	2/40位	15.2	26/40位	●国・県管理河川において、土砂が堆積しており草・木が生茂り川の流れが阻害されているため、堆積土の浚渫および草・木の伐採の要望が寄せられています。 ●市の管理河川以外の普通河川において、市での維持管理の要望が自治会から寄せられています。
R 2	30.3	3/40位	14.5	27/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (目標値)	ベンチマーク
①	災害対策に対して満足と感じている市民の割合	%	実績	36.1	27.2	28.3	32.2	30.1	50	
			達成率 (%)	72.2	54.4	56.6	64.4	60.2		
②	警戒を要するため池の改修率	%	実績	19.4	20.1	20.9	24.3	25	25	防災重点農業用ため池304箇所（目標：100箇所）
			達成率 (%)	77.6	80.4	83.6	97.2	100.0		
③	住宅耐震改修の補助件数	件	実績	15	16	13	13	21	30	
			達成率 (%)	50.0	53.3	43.3	43.3	70.0		
④	市営住宅の耐震化率	%	実績	65	68	67.7	68.2	68.2	75	
			達成率 (%)	86.6	90.6	90.2	90.9	90.9		
⑤	水防訓練・講習会	件	実績	4	4	4	2	2	4	
			達成率 (%)	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①近年の線状降水帯による集中豪雨や毎年頻発する台風等の被害から守るため、治水対策事業を随時行っているがハード事業だけでは目標値達成は難しい。 ②ため池改修が進み安全性の向上が図られているが、地元受益者の同意が必要になることや、多額の費用がかかり事業期間も複数年となるため、事業推進に期間を要します。 ※防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）により、防災重点農業用ため池として令和4年3月31日現在304箇所を県が指定しています。 ③年度によって増減があり、一定数の改修工事がなされて耐震化が図られている。 ④公営住宅等長寿命化計画に基づき集約的建替住宅の建設を計画しています。本年度は建築・除却していないので実施率は上がっていません。耐震基準に適合しない一部の市営住宅の入居者に移転補償を行いました。 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により必要最小限の訓練を実施しました。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●多くの農業用ため池があり、施設の老朽化や機能不足により、豪雨・地震時に警戒を要するため池が増加しています。そのため、県の定める「ため池改修加速化計画」に沿って計画的な改修を実施しています。 ●公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修工事を実施しています。耐震基準を満たさない住宅について、集約的建替え・除却を計画しています。 ●国、県の補助制度を活用し、旧耐震基準で建築された一般住宅の耐震化促進を図っています。 ●農村地域の防災・減災力向上に向け、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されました。 ●県管理河川について、計画的に整備を進めていくとともに、市管理河川や紀の川市普通河川整備要綱で定める普通河川において、土砂の浚渫等河川氾濫を未然に防ぐよう努めています。 ●紀の川の大雨洪水時の対策として国土交通省が行っておりました紀の川岩出狹窄部対策事業が令和3年3月完成し、引き続き藤崎狹窄部対策、麻生津無堤防地区対策に着手しています。 ●洪水・土砂災害・ため池ハザードマップを作成済みです。 ●管内には56ヶ所の排水機場・排水樋門等が設置されています。（国管理樋門等33ヶ所、市管理樋門等16ヶ所、市管理排水機場7ヶ所）

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎過去の被害を検証し、同様の被害が発生しないよう治水対策や土砂災害対策が必要ですが、ハード面での対応には限界があります。 ◎さらなる危険箇所の周知や情報提供を行い、市民の安全意識を高めることが必要です。 ◎ため池をはじめとした農地・農業用施設の地域ぐるみによる保全管理や整備改修が必要です。 ●ため池改修については、ハザードマップにより防災意識の向上と併せて地元・水利関係者への安全に対する理解が必要であるため、今後も事業に関する説明及び啓発を引き続き推進します。 ●ため池の防災工事を進めるには、全面改修では事業費も高額となり改修にも数年が掛かり、計画的な整備も難しくなっているなか、部分改修を増加させることが必要です。また、放置され使用されていないため池については関係者と協議の上、可能なため池については用途廃止及び防災対策工事を実施することで、ため池決壊及び下流域浸水の被害を軽減させることが必要です。 ●排水機場や排水樋門等の施設の老朽化に伴う適正管理や施設の更新及び想定を超える災害に備え新たな施設の整備が必要です。 ●安定的な施設の運用に向けた体制づくりが必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	治水対策の推進	●市の管理河川について、河川氾濫を未然に防ぐため河道に堆積している土砂の撤去等行いました。 ●岩出狹窄部対策事業、藤崎狹窄部対策、麻生津無堤防地区対策について早期完成を要望しました。 ●改訂版ハザードマップを活用し、市民に対して各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行いました。 ●市の管理河川や紀の川市普通河川整備要綱で指定されている河川について、河川氾濫を未然に防ぐため、構造物の修繕や河道に生えている立木の撤去・堆積土の撤去を行いました。 ●藤崎狹窄部対策・麻生津無堤防地区対策について、早期完成を要望しました。	普通	●市の管理河川や紀の川市普通河川整備要綱で指定されている河川について、河川氾濫を未然に防ぐため、河道に生えている立木の撤去・堆積土の撤去を行います。 ●準用河川については合併前の旧町毎に指定されていることから、市としての指定基準や台帳整理など、今後の見直しも含め全ての準用河川の調査を行います。 ●藤崎狹窄部対策・麻生津無堤防地区対策について、早期完成を要望します。 ●水防法に基づき見直された浸水想定区域を反映させたハザードマップを作成し、各戸配布することにより各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行います。 ●過去の大雨等で浸水した実績のある3地区（貴志川町丸栖・貴志川町前田・桃山町調月）の河川に設置した水位観測装置により水位の上昇による市道の冠水状況及び自主避難の目安として地域住民に知らせ被害の軽減を図ります。
	道路河川課			
②	土砂災害防止対策の推進	●県に対し、土砂災害防止対策の要望を行いました。 ●改訂版ハザードマップを活用し、市民に対して各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行いました。	普通	●引き続き、県に対し土砂災害防止対策の要望を行います。 ●土砂災害防止法に基づき見直された土砂災害警戒区域を反映させたハザードマップを作成し、各戸配布することにより各地域の危険箇所について注意喚起と周知を行います。
	道路河川課・危機管理消防課			
③	農地・農業用施設の災害対策の推進	●県ため池改修加速化計画で改修予定のため池について「事業計画書」と各防災重点農業用ため池の「ハザードマップ」を作成しました。 ●防災重点農業用ため池の防災工事については、受益面積、事業費の条件に合う工事について、令和3年度より地元負担金を無くしました。 ●国営総合農地防災事業の事業推進を行いました。 ●防災重点農業用ため池の防災工事が実施出来るように地元と協議を行いました。 ●排水機場・排水樋門等の施設・器具の点検整備を適正に行いました。	普通	●地元・水利組合に対してため池改修及び維持管理についてソフト面や地元負担金の軽減を図り、ため池改修を計画的に進めます。 ●県で定める「ため池改修加速化計画」にのっていないため池（防災重点農業用ため池）についても劣化状況及び豪雨耐性評価を実施し、ハード・ソフト両面による効果的な対策を検討します。 ●湛水被害を軽減するため、国営総合農地防災事業が早期に完成するように国に対して強く要望します。 ●使用されず放置されているため池については、廃止を推進します。 ●ため池水位管理システムは、リアルタイムで遠隔監視を行うことができ、管理者の負担を軽減し未然に災害の防止を図るためシステムの導入を推進します。 ●劣化状況及び豪雨耐性評価に基づき改修計画を進めて行くうえで全ての防災重点農業用ため池の防災工事について、今後、地元負担金を求めない事を検討する必要がある。 ●排水機場・排水樋門等の施設・器具の老朽化による対策及び想定を超える災害に備えた新たな施設整備を適正に行っていきます。 ●排水機場・排水樋門等操作用員へ災害時の待機・出動の連絡調整や訓練・研修の実施、契約・支払い等の実績管理を行います。
	農林整備課・危機管理消防課			
④	住宅耐震化の促進	●さまざまな機会を通して、住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めています。また、耐震診断や耐震設計、改修に要する経費の補助を行うことで、耐震化を促進しています。 ●耐震強度が不足する市営住宅の一部を除却しました。	普通	●住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めていきます。また、国、県の補助制度を活用し、耐震化を促進します。 ●公営住宅等長寿命化計画に基づく改修を進めていきます。耐震強度が不足する住宅については、除却を進めます。また、市営住宅の建替え等を計画していきます。
	都市計画課			
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●大雨等により被災した公共土木施設の復旧事業を行いました。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●国営総合農地防災事業の着手箇所において、国・県と連携をとり、地元関係者、関係機関と調整し早期に湛水被害を軽減できる対策を順次進めます。あわせて、関連事業で排水機場の新設及び既存排水機場の延命化を図ります。
●県ため池改修加速化計画を優先し、防災重点農業用ため池の改修を進めます。改修に伴う地元負担金の軽減と地元関係者等への事業調整を行い改修箇所を増やし、ため池の安全性の向上に努めます。また、地域住民や自主防災組織がハザードマップを活用した地域での防災訓練を実施できるよう、各地区に配布し、危険箇所について注意喚起と周知を行い市民の防災意識を高めます。
●公営住宅等長寿命化計画に基づき集約的市営住宅の建替え・耐震強度が不足する市営住宅の除却を進めます。また、市民に対しては住宅耐震化の重要性について啓発を進めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	大雨により貴志川の水位が上昇し、内水による冠水や浸水が起きている、岩出狹窄部対策事業が完成し、更に国営総合農地防災事業を実施しており、事業の進捗により少しずつ軽減が図られています。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-1-4	防犯・交通安全対策の推進	施策責任者	危機管理部長 乾 浩二
目指す姿	交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、安全な交通環境の整備や防犯対策を行い、交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。			
関係課	危機管理消防課、商工労働課、道路河川課		個別計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	20.7	5/40位	14.2	27/40位	●令和3年度実施の市民意識調査において、「防犯・交通安全対策の推進」に対する重要度は、前回調査結果からやや上昇となりましたが、満足度はやや下がる結果となりました。これは昨今の防犯や交通事故に関するメディア報道に対して関心と危機感をもっている市民の割合が増えて重要度が上昇し、新型コロナウイルス感染症の影響により事業自粛や縮小に伴い、満足度が低下したものと考えます。
R 2	17.0	8/40位	23.4	22/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	市内交通事故発生件数（人身事故）	件	実績 達成率（%）	174	149	97	92	98	前年度実績値未満	岩出署管内 R1：231件 R2：200件
②	高齢者（65歳以上）の事故発生件数	件	実績 達成率（%）	70	51	40	39	44	前年度実績値未満	岩出署管内 R1：82件 R2：79件
③	犯罪率	‰	実績 達成率（%）	6.73	6.16	4.25	4.7	3.47	前年度実績値未満	県内 R1：4.67‰ R2：4.22‰
④	自治会の防犯カメラ設置数	件	実績 達成率（%）	1	5	8	9	9	10	
⑤	消費者問題相談件数	件	実績 達成率（%）	133	142	115	167	148	前年度実績値未満	岩出市 R2：149件 R3：138件

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①令和元年度から低い数値で横這い。車の安全装置の普及に伴い減少傾向にあると考えられます。
②令和元年度から微増しましたが、車の安全装置の普及に伴い減少傾向にあると考えられます。
③令和元年度から減少傾向。本年度は昨年度と違って窃盗犯が全体の約7割近くを占めています。
④各自治体の関心が高いため、申請必要書類が多いにもかかわらず目標件数近い実績となりました。
⑤消費者問題相談件数は昨年度より減少しているものの、その内容は多様化、複雑化する傾向です。インターネット通販に関する相談が令和3年度で45件あり、全体の約30%を占めています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国の交通安全の推進においては、①歩行者の安全確保②安全運転意識の向上③自転車運転マナーの向上を中心にそれぞれの施策が実施されています。
●交通事故においては、特に高齢者の割合が高い（R3:45%）状態です。運転免許証の自主返納を推進しています。
●交通安全を推進するため、交通安全推進連絡協議会や交通指導員会、交通安全母の会を設立しています。
●放棄自動車等の防止及び処理に関する条例を制定しています。
●特殊詐欺が増加しており、多岐にわたり巧妙化してきています。
●地域全体で監視し安全確保を行うため学校や地域、行政、警察が連携しています。
●各自治体が自立して地域防犯の推進を行えるよう防犯カメラ・防犯灯の設置補助金交付要綱を制定しています。
●消費者を取り巻く環境は、情報化が著しく進展していること等により、多様化かつ複雑化しています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎小中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策や運転免許証返納の推進などの取組が必要です。
◎特殊詐欺の被害件数は年々増加し、高齢者の被害が大半を占める巧妙化、複雑化した特殊詐欺に対する対策が必要です。
◎ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設を関係機関と連携して適正に整備していく必要があります。
◎街頭犯罪で、例年から特に岩出署管内での発生件数が多い「自転車盗」「万引き」への対策が必要です。
◎消費者問題に適切に対応するために人材育成と市民の関心を高めることが必要です。
◎多様化、複雑化している悪徳商法や消費者問題に適切に対応することが必要です。
●地域ぐるみで犯罪の起こりにくい体制や環境づくりが必要です。
●駐輪マナーの啓発や駐輪場の監視等の対策が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	交通安全意識の向上 推進	●本年度は、新型コロナウイルス感染防止の影響により、実施規模・回数を縮小して、各種啓発品等を配布し、交通安全の意識を高める啓発を実施しました。また、高齢者や児童などに対象を絞った交通安全教室についても、感染防止のため規模・回数を縮小し実施しました。 ●交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導員会などと連携して、交通安全教室や啓発活動は新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小して実施しました。また、高齢者を対象とした交通大学は新型コロナウイルス感染症の影響により開校を自粛しました。	普通	●段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の観点から、小中学生の自転車マナー及び高齢者の交通マナーの問題に対して幼少期から高齢者までの交通安全教育を検討し、その段階(年齢等)に応じた交通安全教室を実施します。 ●高齢者に関する事故は全国的にも多く発生していますので、本市においても高齢者の運転免許証返納を推進します。
	危機管理消防課 教育総務課			
②	交通安全施設の整備	●交通規制に関する要望を受理し、関係機関に相談や要望を行っています。また、自治区の要望により、飛び出しが危険と思われる場所に設置する飛び出し防止看板を配布しました。 ●交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、ガードレール・カーブミラー、標識などを整備・要望しました。 ●交通安全・歩行者安全等の確保のため、区画線・グリーンベルト等を設置しました。	普通	●交通事故を減少させるため、関係機関と連携しガードレール・カーブミラー・標識などを整備します。また、国道・県道に関しては国・県に要望します。 ●交通安全・歩行者安全等の確保のため、区画線・グリーンベルト等を設置します。 ●市道路整備計画の改定で、歩行者の安全確保のため歩道整備を行っていきます。
	危機管理消防課・道路河川課			
③	放置自転車対策の推進	●市管理地など公共の場を確認し、放置自転車を処分しました。また、マナー向上に向けた啓発は、新型コロナウイルス感染防止の影響により、活動を自粛しました。	普通	●駐輪場などでの駐輪マナーを啓発することにより、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。 ●放棄自転車等対策として、各駅駐輪場などの見回りを強化、または放置されにくい環境づくりなどを検討し対策します。
	危機管理消防課			
④	地域防犯対策の推進	●防犯啓発活動を実施するとともに、不当要求防止責任者に講習会を実施しています。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を自粛しました。 ●暴力団追放大会を開催し、暴力団の排除に向けた意識の高揚を図っています。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を自粛しました。 ●特殊詐欺に狙われやすい高齢者に向けて防犯教室も実施しています。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を自粛しました。 ●駅駐輪場に設置している防犯カメラは、犯罪抑止と犯罪の早期解決に繋がっており、警察からの防犯カメラ映像の情報提供依頼に協力しました。 ●市が自治会に対して防犯灯や防犯カメラの設置費用の一部を補助することで、各自治区の実情に即した効果的な防犯施設の整備の充実が図られています。	普通	●増加している特殊詐欺等の被害を減少させるため、関係機関に専門知識を持った講師の派遣を依頼し、防犯教室等を開催します。 ●犯罪がおこりにくい環境づくりのため、各自治区への防犯灯・防犯カメラ設置等に係る支援を行ない、地域の防犯対策を推進します。 ●公共施設への防犯カメラの設置を推進します。
	危機管理消防課			
⑤	消費者の安全対策の 推進	●消費生活相談窓口を設置し専門相談員等による消費生活に関する相談を受け付けるとともに解決に向けたアドバイスを行いました。 ●市主催イベント時に啓発活動を実施しました。 ●県内9市担当者間で、情報交換会を実施しました。	普通	●問題解決に導くためスキルアップを図る研修・講座へ積極的に参加します。 ●効率性を高めるため、消費生活センターの設置も含めた体制整備について岩出市と調整・検証を進めます。 ●効果的な啓発手段を再考します。
	商工労働課			
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●通学路安全点検について、平成24年度から、各小中学校から危険箇所の報告をうけ、学校・警察・道路管理者（国・県・市）が現地において立会いし改善方法を検討しています。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

◎小中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策や運転免許証返納の推進などの取組みを進めます。 ◎特殊詐欺の被害件数は年々増加し、高齢者の被害が大半を占める巧妙化、複雑化した特殊詐欺の対策を関係機関と連携し進めます。 ◎ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設を関係機関と連携して適正な整備を進めます。 ◎街頭犯罪で、例年から特に岩出署管内での発生件数が多い「自転車盗」「万引き」への対策を岩出警察署や関係団体と連携して進めます。 ◎消費者相談には、行政職員での対応が困難な事案も増加していることから、体制を強化するために職員のスキルを向上させ、関係機関と連携を図り、常に最新の情報を収集し、市民に対する情報提供、啓発、周知を行います。 ◎多様化、複雑化している悪徳商法や消費者問題を関係機関と連携して適切に対応を進めます。 ●地域ぐるみで犯罪の起こりにくい体制や環境づくりを関係機関と連携して進めます。 ●駐輪マナーの啓発や駐輪場の監視等の対策を進めます。 ●犯罪抑止と犯罪の早期解決のため、防犯灯と防犯カメラ設置の啓発と補助を引き続き行い、犯罪を抑制して夜間でも安全で安心なまちづくりを進めます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	本施策の取り組みについては、成果に現れにくいのですが、市のみの取組みだけではなく、警察、関係機関・団体等と連携し、継続的に交通事故や犯罪がおこりにくい環境づくりが必要となります。本年度は、新型コロナウイルス感染防止の影響により、各活動の規模や回数を縮小したり、活動自体を自粛することとなりました。また、市民意識調査の「防犯・交通安全対策の推進」に対する満足度も高くないため、「普通」と評価しました。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-2-1 健康づくりと疾病予防	施策責任者	市民部長 長岡 正
目指す姿	市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組めるまちを目指します。		
関係課	健康推進課、国保年金課	個別計画	健康増進計画、いのち支える自殺対策計画、特定健康診査等実施計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	9.4	19/40位	51.1	3/40位	●R3年度実施の市民意識調査によると、昨年度と変わらず約6割の方が何らかの健康づくりに取り組んでいます。昨年度に比べ20代、30代の方の意識が高くなっており、40代の方の意識の割合(66.3⇒58.6%)が低くなっています。 ●昨年度に比べ、「健康づくりと疾病予防」の満足度は4位から3位に上がっていますが、重要度は14位から19位に下がっています。
R 2	11.9	14/40位	45.1	4/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (目標値)	ベンチマーク
①	健康寿命【男性】	歳	実績 達成率(%)	78.44	78.13	78.82	79.51	79.94	現状値以上	H27年度健康寿命(国) 79.27(県) 78.34 平均寿命(国) 80.77(県) 79.95(市) 79.99
②	健康寿命【女性】	歳	実績 達成率(%)	83.28	82.39	82.95	83.64	84.4	現状値以上	H27年度健康寿命(国) 83.73(県) 82.97 平均寿命(国) 87.01(県) 86.50(市) 86.63
③	各種がん検診受診率【乳房がん検診】	%	実績 達成率(%)	20.4	21.5	20.1	7	17	30	69歳以下(R元) 国17.0 県19.7 市34.0
④	特定健診受診率	%	実績 達成率(%)	35.4	38.2	40.2	31.8	35.9	41	R3年度35.5%（県実績速報値）
⑤	健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	%	実績 達成率(%)	59.4	56.3	58.4	59.4	59.7	65	

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①②健康寿命(日常の生活が自立している期間)の算出方法は複数ありますが、市では介護度2～5の人数を使って計算しています。平均寿命との差が寝たきり期間となります。市独自で算出した平均寿命(男)81.53歳、(女)87.92歳からR3年の健康寿命を差し引くと寝たきり期間は、男性 1.59年、女性 3.52年です。
③各種がん検診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、がん検診は不要不急に当たらないこと、医療機関はもちろん集団検診会場でも感染対策を実施して行なうなどの対策を講じていることを広報し、受診率は徐々に回復しています。
④特定健診受診率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け低下しましたが、受診者の行動変化などにより徐々に回復傾向にあると思われます。
⑤健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合は、40代の方の意識が昨年に比べ低くなっていますが、20代、30代の方の意識は高くなっています。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国は、健康寿命の更なる延伸のために、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進し、地域・保険者間の格差解消のために、本人が無理なく健康な行動が取れるような環境や仕組みづくりに取り組めるように必要な支援を行っています。
●国は、健康日本21(第二次)に続く次期プランの期間を医療費適正化計画等の期間と一致させる事等を目的として、健康日本21(第二次)の期間を1年延期しています。
●国は、第3期がん対策推進基本計画で、①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、②患者本位のがん医療の実現③尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築を目標としています。
●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたうえでの集団特定健診の実施が必要であり、感染状況などに対応した臨機応変な対応が必要となっています。
●国は、令和3年11月子宮頸がんワクチンの積極的勧奨差し控えを終了することを決め、令和4年4月から積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種期間を確保する観点から、令和7年3月末まで、定期接種の対象年齢を超えて接種する(キャッチアップ接種)機会が作られます。
●自殺は令和元年までは減少していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により増加傾向にあり、特に女性や小・中・高校生の自殺数が顕著です。原因・動機については今後分析が必要です。
●国は、令和6年度までに後期高齢者医療広域連合から委託を受け全市町村で高齢者の保健事業を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律など関係法令等を改正しました。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎市民の主體的な健康づくりを支援するため、健康に関する正しい情報提供が必要です。
◎世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、より良い運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
●健康寿命の延伸を目的とした「紀の川市民健康づくり11か条」の広報および実践の推進が必要です。
◎若い世代のがん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
●がん死亡率の減少を目的とした国(厚生労働省)の指針に基づく「がん検診」精度管理体制の確立が必要です。
●がんに罹患しても尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築、がんとの共生社会に向けた取り組みが必要です。
◎特定健診受診率・特定保健指導利用率の向上と糖尿病の重症化予防対策の推進が必要です。
●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、関係各課と協議し事業の開始に努めました。今後も関係各課と連携を密にとり効果的・効率的に展開していく取り組みが必要です。
●自殺を「社会の問題」として捉え、自殺のリスク要因を減らし、生きることの促進要因を増やす包括的な支援の取り組みが必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	正しい生活習慣の定着を図る取組の充実	●市民の健康課題を解決するために、第2次健康増進計画の中間見直しを実施しました。 ●運動習慣をつけてもらうために1日8000歩、中等度の早歩き20分に取り組みめるよう「チャレンジ100万歩」を行っています。 ●道の駅青洲の里にて、第1回ピンクリボンウォーキングを行ない、乳がん検診啓発活動を実施しました。 ●食生活改善推進員の養成講座を開催し、新たに10名の食生活改善推進員を養成しています。	普通	●健康づくり推進庁内会議を開催し、第3次健康増進計画を作成し市民の健康づくりを推進します。 ●健康に関する連携協定を締結した明治安田生命保険相互会社や健康に関心のある企業と連携して、40代・50代の人をターゲットとした、運動習慣の定着を図る取り組みを検討します。 ●引き続き、食生活改善推進員の養成講座を開催します。
	健康推進課			
②	疾病予防・重症化予防対策の充実	●新型コロナウイルスワクチン接種を医師会等の協力の下、集団接種・個別接種に取り組んでいます。 ●S37.4.2～S54.4.1生の男性に風しん追加的対策として、抗体検査・ワクチン接種に取り組んでいます。 ●個別肺がん検診の導入のため、二重読影体制を整えました。 ●集団検診委託業者と、今よりも結果を早く市民に届けられるよう検診体制について検討しました。 ●歯周疾患検診対象者全員通知や肝炎ウィルス検診を個別検診でも可能とし、感染による疾病予防に努めました。 ●いのち支える自殺対策計画推進のため、職員の意識改革に取り組みました。 ●子宮頸がん（HPV）ワクチンの積極的勧奨が再開されたため、キャッチアップ接種の対象者も含めワクチンと子宮頸がん検診勧奨の通知を送付しました。 ●感染症・食中毒・熱中症等で生命が脅かされることのないよう、正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。	普通	●検診の希望調査を世帯宛から個人宛に変更し、検診の情報が届きやすい仕組みへと変更することで、受診率向上に取り組めます。 ●集団検診結果を今よりも早く市民に届けるように取り組みます。 ●子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、情報を発信するとともに、子宮頸がん検診の未受診対策や若い世代のがん検診の受診率向上に取り組めます。 ●保護者や接種医師に対して、正しい予防接種についての啓発を行うと共に、関係機関に働きかけ接種率の向上に努めます。 ●アピアランスケアや生殖機能温存など、がんになっても自分らしく生活できる支援について検討します。 ●いのち支える自殺対策推進のため、相談窓口の共有等を図り、ゲートキーパー養成講座を実施します。 ●新型コロナウイルス感染症等の感染症予防のため、日頃の感染対策・予防について啓発に取り組めます。
	健康推進課			
③	特定健診・特定保健指導の充実	●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、集団特定健診の実施及び、特定保健指導を実施しました。 ●特定健診対象の若年層（40～50歳代）に対し、電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めました。 ●特定健診の未受診者に対し、受診勧奨のはがきを送付し受診率の向上に努めました。 ●集団特定健診会場において、特定保健指導を実施し、特定保健指導利用者増加に努めました。	普通	●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、安心・安全な集団特定健診、特定保健指導に取り組めます。 ●新規の国民健康保険加入者に対して個別特定健診受診券の発行や、国保被保険者で受診確認ができない方に対して、はがきや電話による受診勧奨や、個別特定健診受診券の再送付を行い、特定健診の受診率向上に取り組めます。 ●健康意識向上のため、集団健診会場において導入した健診以外の健康チェックに引き続き取り組みます。 ●生活習慣病の予防と悪化を防止するため、生活習慣改善に取り組むきっかけづくりとして、運動継続支援事業に取り組めます。 ●健康保険法等改正により令和2年4月から後期高齢者医療の被保険者を対象とした保健事業を介護予防と一体的に実施する制度が整備されたため、令和4年度から開始した高齢者保健事業に引き続き取り組みます。
	国保年金課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●避難所での新型コロナウイルス感染症対策のため、発熱等避難所を設置し、運営手順や感染症対策物品を配置し避難所での感染症予防対策の取り組みを行っています。 ●透析への移行者増加を抑制するため、糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施します。
--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●健康づくり推進庁内会議を開催し、国や県の健康増進計画と作成年度を合わせ、第3次紀の川市健康増進計画を作成し、市民の健康づくりを推進していきます。 ●検診の希望調査を世帯から個人あての郵送に変更し、対象者に検診の情報が届きやすい仕組みに変更します。 ●検診の受診勧奨や精密検査の受診勧奨について、ナッジ理論を含めて効果的な方法について検討しすすめていきます。 ●がんになっても、就労や社会生活が継続できるように、アピアランスケアや生殖機能温存等の支援について検討していきます。 ●子宮頸がん（HPV）ワクチンの積極的勧奨が再開され、キャッチアップ接種も時限措置されたことから、必要な情報を届けます。また併せて子宮頸がん検診の受診勧奨や未受診対策も検討します。 ●検診の精度管理の向上に引き続き取り組みます。 ●感染症・食中毒・熱中症等で生命が脅かされることがないよう、ライフサイクルに合わせて正しい知識の普及に取り組めます。 ●新興感染症の発生時には、県や関係機関と連携し、市民の生命・健康の安全を守るため感染拡大防止対策に取り組めます。 ●特定健診受診率を向上するために、未受診者対策を充実し、受診につながるよう健康意識の向上に取り組めます。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防については特定健診受診者が対象ですが、特定健診受診率は令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けています。影響は紀の川市だけでなく、全国市町村共に同様の状況です。安心して特定健診を受診できるよう体制を整え、コロナ禍であっても健康意識をもち、特定健診を受診できるように対策が必要です。 健康増進計画の推進や各種がん検診の受診率の向上に向けた取り組みにより、市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組めるように対策を講じることが必要です。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-2-2	地域医療体制・医療サービスの充実	施策責任者	市民部長 長岡 正
目指す姿	市民の誰もが必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。			
関係課	健康推進課、国保年金課、障害福祉課		個別計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	34.3	1/40位	36.6	9/40位	●地域医療体制の満足度を計る「令和3年度紀の川市民意識調査」で47.3%の方が、「満足」・「まあ満足」と回答されています。
R 2	31.8	1/40位	26.7	19/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	かかりつけ医を持っている人の割合	%	実績	64.7	69.8	68.5	65.8	63.1	75	県目標（R5） 90%
			達成率（%）	86.2	93.0	91.3	87.7	84.1		
②	地域医療に満足していると感じている市民の割合	%	実績	50.3	41.5	41.8	45.1	52	現状値以上	
			達成率（%）							
③	救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	%	実績	60.1	59.4	59.4	59.4	57.3	現状値以上	
			達成率（%）							
④	鞆渕診療所の年間延べ受診者数	人	実績	2,658	2,509	1,728	1,488	1,384	現状値以上	鞆渕地区人口 R4.3末
			達成率（%）							441人（H29.3末 552人）
⑤	子ども救急相談ダイヤル（＃8000）の利用件数	件	実績	453	566	485	363	379	400	県 7,632件（H31） 5,969件（R2） 5,745件（R3）
			達成率（%）	113.2	141.5	121.2	90.7	94.7		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①かかりつけ医を持っている人の割合は、やや減少傾向にあります。
②地域医療に満足していると感じている市民の割合は、目標とする平成29年度の50.3%を超えました。
③救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合は、57.3%でやや減少傾向にあります。
④鞆渕地域の人口減少に比例して、受診者数も減少しています。
⑤子ども救急相談ダイヤル（＃8000）の利用者は、昨年度よりもやや増加していますが、県全体では減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の流行により、病気やケガの予防意識が高まったことなどが影響していると考えられます。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国（厚生労働省）は、医療介護総合確保推進法に基づき、より良質な医療サービスが地域で受けられるよう、平成28年度に策定された地域医療構想で、協議を進めています。
●那賀保健医療圏においては、人口減少が県内の圏域中最も低いとされていますが、65歳以上高齢者に関しては急激な増加を見込んでいます。また、人口減少が予想される紀の川市と減少幅が少なく想定される岩出市で構成される圏域となることが予想されています。
●和歌山県の乳幼児医療費助成制度を基本に、紀の川市として独自に中学校卒業まで対象者を拡大し、安心して医療機関を受診できるよう自己負担分に対して助成を行っています。
●へき地医療の拠点となる国保直営診療所は、周辺地域の人口減少の影響により受診者数が減少しています。
●県は、地域で不足する外来医療機能を検討するにあたり、新規開業者に在宅医療、初期救急を担うよう求める考え方を示す外来医療計画をR元年度に策定しました。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎入院医療機関と在宅医療との連携を図り、患者の状況に合った質の高い医療体制の構築が必要です。
◎安心して医療が受けられる環境の整備として、関係機関と協力して適切な情報を提供することが必要です。
◎人口構造に見合った、救急医療体制の充実が必要です。
◎鞆渕診療所の安定運営のため取組改善につながる取組が必要です。
●人口減少に加え、人口構造が変遷していく中で、「治す医療」のみにとどまらない「治し、支える医療」への質的転換が求められています。
●那賀保健医療圏として、人口構造や産業構造が異なった岩出市との連携体制の構築が必要です。
●和歌山県の乳幼児医療費助成制度の対象者の拡充を要望するとともに、国における財政支援を前提とした子ども医療制度の創設を要望していくことが必要です。
●公立那賀病院の分娩取扱は、令和2年10月から休止となっています。圏域を超えた対策が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	地域医療体制の充実	●公立那賀病院の良質適正な医療提供のため、負担金の支払いを行なっています。 ●平成30年4月から那賀医師会在宅サポートセンターの運営を支援し、在宅医療と介護体制の推進に取り組んでいます。 ●骨髄の提供を受けた方も安心して生活ができるよう予防接種の助成制度の整備を行いました。	普通	●地域医療の拠点となる公立那賀病院の機能強化を進め、地域医療の支援病院として、地域の医療体制を維持していきます。 ●安心して出産できる体制について、岩出保健所や岩出市と連携し検討する機会をもちます。 ●高齢者のみならず、医療的ケア児や精神疾患患者の在宅医療の受け皿となる医療ネットワーク構築に取り組むことを関係課と連携しながら進めます。 ●骨髄提供者が安心してドナー登録できる支援に取り組みます。
	健康推進課 障害福祉課			
②	救急医療体制の充実	●初期救急及び二次救急医療や、小児救急の整備や円滑な運営のため負担金を支払っています。 ●那賀休日急患診療所の新築移転のため岩出市と協議決定し、工事を進め、令和3年9月から新診療所で診察を開始しています。 ●赤十字血液センターと協力して輸血用血液の確保に努めています。	普通	●那賀休日急患診療所が一次救急として、休祭日の地域医療を守る拠点として維持します。 ●在宅当番制の歯科救急医療、病院群輪番制による二次救急医療、小児救急医療を維持します。 ●市民がスムーズに救急医療受診ができるように情報提供に努めます。
	健康推進課			
③	福祉医療費助成の実施	●福祉医療費助成制度については、対象者への周知や、申請・更新書類の送付を行うなどし、きめ細やかな対応を行っています。 また、対象者に助成を行うことで、安心して医療機関を受診できるよう取り組んでいます。	普通	●広報紙や紀の川市ホームページ、また関係課と連携し、福祉医療制度の周知徹底を図り、すべての対象者の方が扶助を受けられるよう取り組みます。
	国保年金課			
④	軀淵診療所の安定的運営	●軀淵診療所においては、指定管理者制度導入により、施設管理及び診療行為を指定管理事業者において行うことで、一般会計からの繰入金縮減など経費改善を実現しました。 ●「軀淵地区公共施設等再編事業」においては、軀淵診療所と軀淵出張所の複合施設について建物の建築設計が完了しました。	普通	●「軀淵地区公共施設等再編事業」による軀淵診療所の移設に合わせて、地元からの強い要望があるリハビリ事業を実施し、新たな収入を確保するため、関係機関や、指定管理事業者と協議を行ってまいります。 ●軀淵診療所の指定管理期間は令和5年度までとなるが、以降についても指定管理者による運営を継続して行っていく予定です。
	国保年金課			
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●軀淵診療所については、指定管理者と連携・協力のもと運営・経営改善を進めていきます。 ●軀淵診療所の移転について、関係課と連携のうえ着実に計画を進めるとともに、診療を中断することなく診療所の移転を目指します。 ●安心して医療が受けられるよう、適切な情報提供に努めます。 ●公立那賀病院について、岩出保健所や一部事務組合の構成市である岩出市と連携しながら機能強化について検討し、安心して出産できる体制について、関係機関と連携し検討を進めます。 ●災害時等の救急医療体制について、岩出保健所、公立那賀病院、那賀医師会等と連携を図ります。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	軀淵診療所・軀淵出張所の複合施設及び消防施設においては、全体計画のスケジュールとおり実施できています。 那賀保健医療圏で、出産できる場所がなくなったことから、安心して生み育てることができる紀の川市となるためには、引き続き圏域を超えた対策について、県などの関係機関へ要望を続けるとともに、岩出保健所や岩出市と連携し検討する機会が必要です。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-2-3	医療保険制度の安定運営	施策責任者	市民部長 長岡 正
目指す姿	国民健康保険制度と後期高齢者医療制度を安定的に運営することで、誰もが安心して医療を受けることができるまちを目指します。			
関係課	国保年金課	個別計画	特定健康診査等実施計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	17.3	10/40位	40.7	6/40位	●満足度については令和2年度より上昇しているが、重要度順位は令和2年度より下降している。理由として考えられるのは、新型コロナウイルス感染症のまん延により、一時的に医療保険制度の関心が高まっていたのではないかと推測する。
R 2	20.7	6/40位	39.2	6/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	国民健康保険被保険者1人当たりの医療費	円	実績 達成率（%）	369,368	370,395	392,228	367,712	406,393	415,000	R1年度 県全体1人当たり医療費 381,614円
②	国民健康保険税収納率（現年分）	%	実績 達成率（%）	95.1 99.0	96.01 100.0	95.9 99.8	96.5 100.5	96.8 100.8	96	R2年度 県平均 95.03 %
③	後期高齢者医療被保険者1人当たりの医療費	円	実績 達成率（%）	975,333	950,016	970,633	919,795	943,964	1,005,000	R3年度 県全体1人当たり医療費 951,680円
④	後期高齢者医療保険料収納率（現年分）	%	実績 達成率（%）	99.8 100.0	99.7 99.9	99.7 99.9	99.6 99.8	99.7 99.9	99.8	R3年度 県平均 99.59 %
⑤	国保世帯口座振替率	%	実績 達成率（%）	36.6 91.5	35.4 88.5	35.1 87.7	33.8 84.5	34.7 86.7	40	R1年度 県下9市平均 39.87%

4. 成果指標の分析（成果指標のNo.と対応）

①新型コロナウイルス感染症の影響により1人あたりの医療費は一時的に減少していたが、被保険者の受診行動の変化により、1人あたり医療費は大きく増加しました。
②滞納者への積極的な現年度への納付推進により、目標を超える成果となりました。
③新型コロナウイルス感染症の影響により1人あたりの医療費は一時的に減少していたが、被保険者の受診行動の変化により、以前の水準に戻りつつあります。
④口座振替の推進や、コンビニ納付などへの対応によりほぼ目標値と同様の高い収納率を達成することができました。
⑤納税通知や、更正通知の発送時に、口座振替利用の啓発を行っていますが、従来の金融機関での納付に加え、コンビニ納付や、スマホ決済などの多様な納付方法による納税機会を設けているため、口座振替率の目標は達成できませんでした。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●国民健康保険税については、和歌山県より国保事業費納付金とともに示される標準保険料（税）率を基本に、被保険者への負担軽減にも配慮しつつ、適切な賦課徴収に努めており、また適切な保険給付を行うことにより、安定的な国民健康保険制度の運営を行っています。
●後期高齢者医療制度の医療費の増加に対応するため、一定以上の収入がある被保険者の医療費2割負担が令和4年10月1日から開始されます。
●新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免や傷病手当金の支給を行っています。
●全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、未就学児の均等割の5割を軽減し、その軽減分を公費により支援する制度が令和4年4月（令和4年度国民健康保険税税分）から施行されます。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎年々増加する医療費の抑制、適正化を進める必要があります。
●和歌山県国民健康保険運営方針による和歌山県内統一保険料（税）に向けて、検討が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	国民健康保険制度の 安定的運営	●和歌山県とともに保険者として、国民健康保険制度の安定運営に取り組んでいます。 ●被保険者の健康寿命を延伸することによる医療費削減を目的に、特定健診受診率の向上や糖尿病性腎症重症化予防、後発医薬品の利用促進に取り組んでいます。 ●未就学児の均等割の5割軽減について、対象者や軽減割合の拡大を市長会等を通じて国等に要望していきます。	普通	●和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、安定的な国民健康保険制度の運営を推進します。 ●和歌山県から示される標準保険料（税）率を基本に、適切な税率設定を行います。 ●国民健康保険事業運営基金を積極的に活用し、被保険者の負担軽減に努めます。 ●被保険者の医療費抑制を目的に、特定健診受診率の向上や糖尿病性腎症重症化予防、後発医薬品の利用促進や、重複多剤対策事業に取り組みます。 ●未就学児の均等割の5割軽減について、対象者や軽減割合の拡大を市長会等を通じて国等に要望していきます。
	国保年金課			
②	後期高齢者医療制度 の安定的運営	●和歌山県後期高齢者医療広域連合とともに、後期高齢者医療制度の安定運営に取り組んでいます。	普通	●被保険者の健康保持のための保健事業に取り組み、後期高齢者医療制度の安定的な運営と、医療費の適正化に努めます。 ●「高齢者保健事業」の事業の実施に向けて取り組んでいます。
	国保年金課			
③				
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●特定健診や、特定保健指導により被保険者の健康寿命の延伸に努めるとともに、後発医薬品の利用促進や、重複多剤対策事業などを通じて、保険者負担額の軽減に努めます。 ●和歌山県国民健康保険運営方針に基づく統一保険料（税）の導入に向けて、和歌山県及び県内市町村と協議のうえ進めるとともに、被保険者への急激な負担増加とならないよう適切な税率設定に努めます。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	国民健康保険の保険者として、適切に運営を行っています。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-1	地域福祉の仕組みづくりと推進	施策責任者	福祉部長 若林 伸彦
目指す姿	地域が抱える課題を、みんなで解決できる仕組みをつくり、安心して暮らせるまちを目指します。			
関係課	社会福祉課	個別計画	地域福祉計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	6. 6	28/40位	31. 5	15/40位	●令和3年度の市民意識調査では、地域活動のボランティアに参加したことがある人は、38. 9%ありますが、教育・文化・スポーツ関係、福祉関係、防災関係のボランティア活動に参加するつもりがない人がそれぞれ40%以上あります。 ●「地域医療体制・医療サービスの充実」や「高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進」などの医療や高齢者福祉に関する項目が重要度の上位をしめています。
R 2	5. 3	31/40位	32. 2	14/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	民生委員児童委員1人当たりの平均年間活動日数	日	実績	123	101	101	79	79	140	岩出市 令和元年度 60. 2日 令和2年度 41. 0日 令和3年度 50. 4日
			達成率 (%)	87. 8	72. 1	72. 1	56. 4	56. 4		
②	福祉ボランティアの登録人数	人	実績	849	780	820	801	748	860	岩出市 令和元年度 303人 令和2年度 282人 令和3年度 226人
			達成率 (%)	98. 7	90. 6	95. 3	93. 1	86. 9		
③	ボランティア活動に参加している市民の割合	%	実績	19. 9	15. 2	15. 8	15. 7	14. 3	30	
			達成率 (%)	66. 3	50. 6	52. 6	52. 3	47. 6		
④	民生委員児童委員の定数に対する充足率	%	実績	100	100	100	100	100	100	全国 平成30年度 97. 9% 令和元年度 95. 2% 令和2年度 96. 2%
			達成率 (%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0		
⑤	民生委員児童委員定例会・研修会の開催回数	回	実績	56	56	56	37	36	60	
			達成率 (%)	93. 3	93. 3	93. 3	61. 6	60. 0		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①民生委員児童委員からの活動報告書に基づいた日数。実績は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度同様に減少していますが、相談、支援内容は複雑、多様化しています。
②社会福祉協議会が加入したボランティア保険加入者数。登録人数は減少傾向であり、複数の団体に所属する市民が多く、固定化が課題となっています。
③市民意識調査において、地域活動、教育・文化・スポーツ関係、福祉関係、防災関係、それぞれのボランティア活動に、参加したことのある市民の割合を平均した数値。地域活動への参加は38. 9%とありますが、福祉関係、防災関係への参加は4. 6%以下と少なく、また参加するつもりがないと回答した方も40%以上あります。
④任期途中で退任した民生委員児童委員はいたが、後任者があつた為欠員が生じなかった。
⑤令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、定例会、研修会の開催を見合わせたため、開催回数が減少しました。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律が、令和2年6月12日に公布され、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のための積極的な施策の実施が謳われています。
●少子高齢化、核家族化などにより、人と人とのつながりが希薄化しており、隣近所や地域内での支え合いの機能が弱まっているのが現状ですが、地域における多世代の交流や住民同士の支え合いが、改めて叫ばれています。
●8050問題など一つの世帯に複数の課題が存在している状態やごみ屋敷など世帯全体が孤立している状態であり、単独の担当課だけでは支援することができない課題が絡みあい、地域の福祉ニーズが複雑、多様化しています。
●複雑、多様化した課題を解決するため、相談機能やコーディネーター機能を担う組織を、社会福祉協議会に委託するための協議をしています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎地域で暮らす人々がともに支え合える地域づくりを進める必要があります。
◎世代を問わず、誰もが気軽に参加できる地域福祉活動の仕組みづくりが必要です。
◎民生委員児童委員、ボランティアなどの地域福祉を支える担い手や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
◎多様化・複雑化する生活課題や福祉ニーズに対応できる相談体制の充実を図るため、専門的人材の確保と育成が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	地域におけるつながり、交流の推進	●民生委員児童委員、福祉委員が挨拶や声かけに努め、子どもの安全、高齢者の安否確認などの見守り活動を推進しました。 ●地域に根ざした地域福祉の実践を進め、地域全体をネットワーク化する活動を行う社会福祉協議会の運営補助を行いました。	普通	●紀の川市でくつく体操、自主防災組織、子育てサークルなど既存の地域活動に、地域住民だれもが参加することができるよう、重層的な支援体制の構築について庁内で協議を行います。 ●専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動を通じて、日常の暮らしの中で行われる地域住民同士の支え合いや見守りといった双方の視点からセーフティネットを強化します。
	社会福祉課			
②	地域福祉を担い、支える人材の育成	●各地域で活動されている民生委員児童委員、赤十字奉仕団、ボランティア連絡協議会への活動補助を行いました。 ●民生委員児童委員に対し、地域福祉に関わる公的制度について研修を開催しました。	普通	●町内会や民生委員児童委員、各種団体が行っている活動を再評価し、住民同士が応援し合う関係性の構築について、福祉部だけでなく、庁内各部署で協議します。 ●個人としての民生委員児童委員を、組織として単位民生委員児童委員協議会が支え、さらに単位民生委員児童委員協議会が関係機関、団体と連携、協働できる体制づくりを強化するため、協議会の活動を支援します。 ●社会福祉協議会が行うボランティア養成事業を支援し、ボランティアの養成を強化します。
	社会福祉課			
③	相談支援体制の整備と充実	●生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会へ委託することで、福祉の総合相談窓口を拡充しました。	普通	●福祉の総合相談窓口として社会福祉協議会が、障害児者、高齢者に関わらず地域住民の相談や支援を行えるよう、福祉部はじめ庁内各部署との協議を深めます。 ●地域住民の複雑化、複合化した生活課題や支援ニーズに対応することができる断らない相談支援体制、包括的な支援体制を構築します。
	社会福祉課			
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

--

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●紀の川市の地域性を生かした地域共生社会（制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がり、市民一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていけることのできる社会）の構築に向け、市役所各部署だけでなく多機関協働で協議、実践を重ねていきます。 ●市民ボランティアを養成、強化するとともに、町内会、民生委員児童委員、自主防災組織、くつく体操など地域における既存の活動を再評価して、だれひとりとして孤立しない地域づくりができる事業を展開します。 ●社会福祉法に規定された地域福祉のリーダー的存在であり、地域ネットワークをもっている社会福祉協議会が、地域共生社会構築のコーディネーターの役割を担えるよう協働して取り組みます。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	●少子高齢化、核家族化等により人と人とのつながりが希薄化している中で、既存の地域活動を継続し続け、地域福祉を担い支える人材育成の必要があります。 ●多様化・複雑化する生活課題や福祉ニーズに対応できる相談体制への取組みを進めていく必要があります。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア活動が制限され、市民の参加する機会が減少してきています。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-2	高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	施策責任者	福祉部長 若林 伸彦
目指す姿	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。			
関係課	高齢介護課、地域包括支援センター	個別計画	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	26.5	4/40位	38.2	7/40位	●高齢者施策については多くの市民が非常に重要視していることがうかがえます。また、満足の度合も上位にありますが、満足している人の割合が47.7%ある一方で、不満に思っている人の割合も9.5%あることから、ニーズに添ったきめ細やかな施策の展開と内容の充実が求められています。 ●令和2年3月実施の高齢者実態調査では、今後拡充が必要な施策として「移動手段の充実」、「介護している家族等の支援」、「在宅サービスの充実」の順で重要となっており、在宅で介護されている人に限っては、「認知症対策の充実」、「介護している家族等の支援」、「身近で通いや泊まりなどのサービスが受けられる事業所等の充実」の順となっています。
R 2	30.5	2/40位	37.2	8/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 (目標値)	ベンチマーク
①	紀の川てくてく体操の活動拠点数	拠点	実績	51	74	86	91	93	75	
			達成率(%)	68.0	98.6	114.6	121.3	124.0		
②	地域自主運動サークルの活動拠点数	拠点	実績	26	27	29	29	29	30	
			達成率(%)	86.6	90.0	96.6	96.6	96.6		
③	認知症サポーター数	人	実績	1,774	2,922	3,897	4,052	4,669	2330	橋本市 7,484人（R4.3末）
			達成率(%)	76.1	125.4	167.2	173.9	200.3		
④	介護認定を受けている人の割合	%	実績	23.2	23	22.2	22	21.9	現状値未満	県全体値 21.9%（R4.3末）
			達成率(%)							
⑤	総合事業のサービスA（緩和型）事業所数	箇所	実績	20	30	32	29	29	45	
			達成率(%)	44.4	66.6	71.1	64.4	64.4		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①紀の川てくてく体操の拠点は令和2年度から1年間で2拠点増加し93拠点となりました。令和3年度は前年度と同様に新型コロナウイルス感染症による活動自粛の影響がある中で、引き続き活動拠点を拡大しました。
②地域自主運動サークルの数は令和3年3月末と同数で増加はありませんでした。前年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、びんしゃん元気教室の開催を中止したことによるものです。
③登録者数は令和3年3月末から令和4年3月末の1年間で617人（内訳：中学生428人、一般189人）増加しました。コロナ禍においても感染対策を行い、幅広い年代の方に受講いただきました。
④令和3年3月末時点では紀の川市の認定率は22.0%、県全体では21.9%で県内9番目の高さでしたが、令和4年3月末時点では紀の川市の認定率は21.9%で県内11番目の高さとなっており、認定率は徐々に低下して県全体値と同水準となりました。
⑤平成29年度から開始した総合事業ですが、介護サービス事業所の人手不足と団塊の世代が75歳以上となり多くの人が介護が必要となる2025年を見据え、非専門職でサービス提供できる緩和型の事業所を令和4年4月現在56箇所ある市内の介護サービス事業所の訪問サービス及び通所サービス（地域密着を含む）と同程度に増やしていく必要があります。
①②④紀の川てくてく体操や自主運動サークルのような通いの場で介護予防を実践する人々が増えるにつれ、それに比例して要介護認定率が下がっており、介護予防の成果が表れていると考えられます。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は2022年3月確定値で29.0%となっています。本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、33.5%（2022年3月時点）とすでに全国値を上回っており、今後も高齢者人口は増加し、2025年頃にはピークに達し、その後緩やかに減少していくと見られるものの、全国的には2040年頃には団塊の世代ジュニアが65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、現役世代（担い手）が大きく不足するという2040年問題に直面し、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズも一層増加することが予想されます。
●平成27年1月に厚生労働省と関係府省庁との共同で策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると認知症高齢者の数は、2025年には全国で約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気とされています。さらに、認知症による徘徊や行方不明者も年々増加しており、認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりや取組が必要です。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎高齢者の社会参加意識の向上と健康づくり対策をはじめとした自発的な介護予防活動の取組が求められています。
●新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う活動自粛による生活不活発に起因するフレイルの進行について対策を講じていく必要があります。
◎認知症に対する正しい理解を広めるとともに、認知症の早期発見・早期対応に向けた取組が必要です。
◎介護サービスが必要な人へ必要な分だけ適正に提供される健全な介護保険制度の運営が求められています。
◎重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような体制づくりが必要です。
●高齢者にとってやりがいや生きがいを見つけ、社会活動に参加することは、幸福で健康な日々の生活の維持にもつながるため、就労及びボランティア活動等の機会の確保や充実が必要です。
●各種事業を展開する上で、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式に対応した取組を進めていく必要があります。
●デジタル社会が進行する中で、高齢者のデジタルデバイドが懸念されています。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	●フレイルチェック事業において、市民ボランティアの「フレイルサポーター」を養成し、新たなコミュニティ組織を創設しました。 ●フレイルサポーターに見守り活動等の福祉活動を行う「地域見守り協力員」を依頼し、ボランティア活動の促進を図っています。 ●一般公募により、フレイルサポーター以外の「地域見守り協力員」の増員を図りました。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川と高齢者のサポートに関して市と協働で取り組むための包括連携協定を締結しました。 ●元気高齢者の就労やボランティア活動の機会確保に取り組む就労的活動支援コーディネーターを配置し、市内の介護事業所に対し雇用の意向確認を行いました。	普通	●高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を続けられるよう、ボランティア活動や世代間交流などのさまざまな機会を活用した社会参加の促進や、学習・文化・スポーツ等へ参加しやすい環境づくりを推進します。 ●介護入門的研修の実施と就労的活動支援コーディネーターによる受講者と介護事業所とのマッチングを行い高齢者の就労機会の提供及び介護人材の確保を図ります。 ●「市民による 市民のための フレイルチェック」を合言葉に、引き続き新たなフレイルサポーターを養成するための講座を開催していきます。
②	高齢者の自立支援	●高齢者が在宅で安心して生活できるよう各種の高齢者福祉事業を実施するとともに、平成29年4からは地域支援事業の一つである「総合事業」を開始し、市独自施策に加え、民間により提供される生活支援サービス等を活用し高齢者の生活支援を展開しています。 ●地域の支援ニーズと多様な提供主体による活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会と連携して、紀の川てくてく体操の拠点、サロン及び山間部の過疎地域等において、日常生活上の困りごとを尋ねる生活支援アンケートを実施し、課題把握を行うとともに、地域資源の調査を行っています。 ●移動販売事業者2社と包括連携協定を締結し、移動販売車による移動カフェを通いの場等に派遣して見守りや買い物支援を行っています。	高い	●地域に不足している生活支援サービスの創出や担い手の養成などの資源開発や関係者間の情報共有、連携体制の構築などを行う生活支援コーディネーターを引き続き配置することにより、地域の支援ニーズと多様なサービス提供主体による活動のマッチング等を図ります。 ●高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、近隣の人が互いに声を掛け合い見守りを行う体制づくりに取り組みます。 ●移動販売事業者と連携し、山間部や過疎地域での買い物支援及び見守りや閉じこもり防止に資する事業を展開します。 ●独居高齢者が増えていく状況において、見守り対策としてIoT電球の導入に取り組みます。
③	介護保険サービスの適切な運営と充実	●重度の要介護者、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加等を踏まえ、高齢者や家族が安心して介護保険をはじめとする各種サービスを利用できるように、サービスの充実を図ってきました。 ●家族等への介護支援を強化するべく任意事業において、家族介護者交流事業の開催や家族介護慰労事業及び高齢者紙おむつ助成事業等の支援策を講じてきました。 ●総合事業において、積極的に自立支援に取り組む事業所を認定し、適正な評価と成果に応じたインセンティブを付与する仕組みを構築しました。	普通	●介護サービスの質の向上を図るため、利用者からの苦情や相談に迅速に対応するとともに、介護サービス事業者に対し適正な運営とサービスの質の確保に向けた効果的な助言・指導に努めます。 ●積極的に自立支援に取り組む事業所を認定し、適正な評価と成果に応じたインセンティブを付与することで、総合事業におけるサービス事業者の適正化に引き続き取り組みます。 ●コロナ禍においても安全に開催するため、令和5年度から介護認定審査会のペーパーレス化とリモート化の実施に向け取り組みます。 ●第9期介護保険事業計画（R6～R8）において地域支援事業の補助対象から除外される紙おむつ助成事業について、費用の全額を第1号保険料を財源とする保健福祉事業への移行を検討します。 ●ケアマネジメント業務の効率化、簡素化を図るためペーパーレス化等に向け検討します。
④	介護予防と健康づくりの推進	●一般介護予防事業については、運動器機能向上教室・口腔機能向上教室・低栄養予防教室・訪問型講座等の開催や地域自主運動サークルの活動支援に加え、自立支援型プログラムとして「紀の川てくてく体操」を新設し、理学療法士等のリハビリ専門職と協同で効果的な介護予防の取組を拡充してきました。 ●高齢者に通いの場を提供するため、介護予防教室「いきいき元気塾なが」「いきいき元気塾こかわ」「はつらつくらぶ」「しやきつと教室」及びつどい場事業「わがらカフェ」、「カフェほほえみの和」、「カフェほほえみの和竜門ですよ」、「いこいカフェ」を実施し、介護予防の普及啓発に努めてきました。 ●那賀歯科医師会の協力医院と連携し、地域の体操拠点等でオーラルフレイルチェックを実施した結果から必要に応じて受診勧奨することで、個々が協力医院を受診する仕組みを構築しました。	高い	●健康チェックイベント等において、NPOによるフレイルチェック及び専門職による健康相談を実施することで、フレイル予防の周知を図るとともに、今後も高齢者が主体的にフレイル予防の取組を継続できるように体操拠点整備と活動を支援していきます。 ●地域リハビリテーション活動支援事業の継続上、必要な理学療法士等の専門職の確保に努めます。 ●様々なメディアを通じて新型コロナウイルス感染防止対策として自宅でのフレイル予防活動の普及に努めます。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川と協働でフレイル予防の重要性を周知していきます。 ●フレイル予防及びDX化推進のため、運動継続者へのインセンティブや健康チェックなどの機能を搭載したライン連携型アプリの開発に取り組みます。
⑤	地域包括ケアシステムの構築	●地域ケア会議を、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、介護支援専門員・介護サービス事業者・医療機関専門職・薬剤師会など多職種に参加を募り開催しました。 ●医療と介護の連携推進協議会（岩出市と合同）を開催し、広域的に多職種連携の事業を行いました。 ●自立支援・重度化防止に係る意識改革推進事業を多職種対象にWEBで開催し、様々な職種から意見聴取を行い、軽度者の自立支援・重度化防止について推進しました。 ●切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制を構築するために、在宅医療サポートセンターを岩出市と共同で那賀病院内に設置しました。	高い	●地域ケア会議の実施を、新型コロナウイルス感染症対策により参画型に加えWEB研修も導入し、より多くの多職種や民生委員の参加受講ができる環境を整備し実施します。 ●医療と介護の連携推進事業の実施継続のため、在宅医療サポートセンターに事業委託を継続します。 ●自立支援・重度化防止に係る意識改革推進事業を多職種対象にWEBで開催し、専門職によるより一層の意識改革を推進します。 ●生活支援コーディネーターとの協力体制を構築し、地域住民を含めたケアシステムを推進します。 ●NPO法人フレイルサポート紀の川及び移動販売事業者と連携し、地域の実情に応じた簡易な生活支援サービスの提供体制を構築します。
⑥	認知症対策の充実	●認知症の対応件数は年々増加しており、様々な相談・支援を専門職で実施しました。 ●アルツハイマー月間に認知症についての理解を深めるための普及・啓発活動を行いました。 ●認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの育成に取り組みました。また、認知症についての検討委員会等を開催しました。 ●徘徊の可能性のある高齢者について、GPS端末機の貸与や本人情報の事前登録・協力機関への情報提供のネットワーク化を図り、登録者の衣類や持ち物に貼付し、スマートフォンで読み取ることで市と警察の連絡先を表示する二次元コードシールを配付しています。 ●認知症になっても安心して暮らし続けられるよう本人やその家族を支援するため、認知症高齢者等個人賠償責任保険制度を創設しました。	高い	●地域包括支援センターにおける認知症の相談窓口の啓発を行い、認知症本人や家族の支援を行います。また、認知症に対する理解を深めるため、アルツハイマー月間の事業実施や正しい知識の普及や啓発に努めます。 ●認知症サポーター養成講座の開催を進め、中学校での講座開催に積極的に取り組み、次世代を担うサポーターを養成します。さらに、ステップアップ研修の開催、チームオレンジの構築に向けて活動を継続支援し、認知症に関する施策検討委員会・初期集中支援チーム等の活動に取り組みます。 ●社会福祉協議会と協力し、傾聴ボランティアの育成・活動を支援します。 ●第9期介護保険事業計画（R6～R8）においてグループホーム2ユニット（定員18名）の整備を検討します。 ●第9期介護保険事業計画（R6～R8）において、地域支援事業による低所得のグループホーム入居者の家賃等の助成事業の実施を検討します。

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保 ・成年後見制度の普及・促進や消費者被害防止施策等の権利擁護の取組を推進するため、令和4年度に市長申立を含めた成年後見制度の利用支援事業を市社会福祉協議会へ委託し権利擁護センターを設置します。 ・高齢者虐待防止に向けた取組を推進します。 ・災害時要援護者避難支援事業の周知と個別計画の策定及び福祉避難所等の協定締結などの防災対策を推進します。 ●地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築 ・複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースにおいて、福祉部内で横の連携を持ち、世帯・地域が抱える課題に包括的に対応していくための担当者会議を随時開催します。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●高齢者が健康でいきいきと暮らししていくことができるよう、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。 ●増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症に対する正しい理解の普及・啓発、早期発見・早期対応、地域での見守り体制の構築や認知症高齢者本人及び家族への支援などを推進します。 ●地域包括ケアシステム構築・推進にあたり、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図り、多職種連携を強化するとともに、多様なサービス主体による多様なサービスの確保に努め、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組みます。 ●多岐にわたる生活課題を抱える人に対し、ワンストップで総合的に相談を受ける総合相談窓口の設置に取り組みます。 ●デジタル社会が進行する中で、情報の受け手としての高齢者が置き去りにされないように、また、日常生活での利便性が向上するように支援します。

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
高い	●民間事業者やNPO法人と包括連携協定を締結し、多様なサービス提供主体による生活支援体制や見守り体制が構築されつつあります。 ●紀の川（てくてく）体操と地域自主運動サークルの活動拠点数は令和4年3月末で122箇所となり、目標値を大幅に上回るペースで増加しており、高齢者の社会参加意識の向上と健康づくり対策をはじめとした自発的な介護予防活動の取組は着実に進んでいます。 ●医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる体制づくりのため、在宅医療サポートセンターを設置して、医療と介護の連携が図れる仕組みづくりをはじめ、生活支援体制の整備など地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。 ●認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築するべく地域包括支援センターにおいて「認知症初期集中支援チーム」、「認知症地域支援推進員」を配置し相談窓口の強化を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしているよう認知症の人やその家族を支援するため、認知症高齢者等個人賠償責任保険制度を創設しました。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-3 障害者の自立支援	施策責任者	福祉部長 若林 伸彦
目指す姿	障害があっても住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。		
関係課	障害福祉課	個別計画	障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、地域福祉計画

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	8. 2	24/40	16. 1	25/40	●令和3年度に実施した市民意識調査では、障害者の自立支援の取り組みについて、「わからない」と回答した者の割合が29. 7%でした。 ●平成28年度に実施した障害者基本計画策定に係るアンケート調査では、災害が起こった際の不安について、「避難先での生活の不安」が46. 3%、「体調に対する不安」が38. 9%、「避難する際の移動の不安」が37. 2%でした。
R 2	8. 2	26/40位	19. 5	25/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	成年後見制度利用者数	人	実績	64	60	63	69	66	80	岩出市（R3）163人
			達成率（%）	80. 0	75. 0	78. 7	86. 2	82. 5		
②	障害福祉サービス支給決定者数	人	実績	508	510	544	554	565	610	岩出市（R3）441人
			達成率（%）	83. 2	83. 6	89. 1	90. 8	92. 6		
③	就労移行支援事業の利用者数	人	実績	23	23	17	17	14	28	岩出市（R3）5人
			達成率（%）	82. 1	82. 1	60. 7	60. 7	50. 0		
④	グループホームの定員数	人	実績	42	42	53	63	88	50	岩出市（R3）30人
			達成率（%）	84. 0	84. 0	106. 0	126. 0	176. 0		
⑤	指定特定相談支援事業所数	箇所	実績	10	10	10	10	9	11	岩出市（R3）4箇所
			達成率（%）	90. 9	90. 9	90. 9	90. 9	81. 8		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①成年後見制度に関する相談は増加傾向にありますが、成年後見制度利用者数はほぼ横ばい状態となっています。
②障害福祉サービスの利用を希望する人は年々増加しています。
③令和元年度に1か所の就労移行支援事業所が廃止となったため利用者数が減少し、以降は横ばいとなっています。
④グループホームの定員数は増加していますが、地域での生活を支援する上でグループホームの役割は重要であり、今後も需要は増加することが見込まれます。
⑤指定特定相談支援事業所数は横ばいであり、年々増加する障害福祉サービス利用希望者への相談支援体制の強化が課題です。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の施行に伴い、国による成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。市町村においても成年後見制度の利用促進に向けた取り組みが重要となっています。
●障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）が改正（令和元年6月14日交付）され、国・地方公共団体及び民間事業主に対し、障害のある人の活躍の場の拡大に関する措置を講ずることが規定されました。
●障害のある人が住み慣れた地域で社会生活を営むことができるよう、令和2年度に地域生活支援拠点の整備を図りました。具体的な運用に向けて、さらに障害福祉サービス事業所などとの調整を図っていく必要があります。
●入院中の精神障害のある人が、地域で社会生活を営むために必要な支援をスムーズに受けられるよう、福祉・保健・医療・教育など関係機関による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
●社会福祉施設などにおいては、災害時などでも最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設などの事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」の作成を促進していく必要があります。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎市民の障害に対する理解を促進するための啓発に取り組む必要があります。
◎障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進める必要があります。
●複合化、複雑化している相談内容に対応できるよう、重層的支援体制を整えていく必要があります。
◎相談支援専門員などの相談支援業務に携わる専門人材の確保、育成が必要です。
●障害のある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐことが必要です。
●災害時などにおいても障害のある人の安全・安心が確保される体制を整備する必要があります。
◎一般企業などにおける障害者雇用に対する意識啓発と雇用の定着、工賃、給料水準の向上が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	理解と支え合う体制づくり	●紀の川市広げようこころの輪手話言語条例（平成30年条例第1号）を制定し、手話に対する理解を促進する施策や手話を使いやすい環境づくりを推進しています。 ●成年後見制度の利用促進を図るため、相談の中核的機関である権利擁護センター（紀の川市社会福祉協議会に設置）に紀の川市成年後見制度利用支援事業を委託しています。 ●障害者虐待防止センターを設置するとともに、障害者虐待に関する講演会や研修会を開催しています。	普通	●心のバリアフリーに関する周知・啓発を行っていきます。 ●紀の川市成年後見制度利用支援事業の委託業務の進捗状況について把握し、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用について推進していきます。
	障害福祉課			
②	地域で自立した生活を送るための支援	●相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの支援員の人材育成を図るため、那賀圏域障害児・者自立支援協議会に人材育成部会を設置し、研修会の開催や情報の共有化を図っています。 ●常時医療的ケアが必要な障害のある児童が、地域で安心して日常生活を送れるよう、サービスの質の確保と充実に関する情報の共有化を図ることを目的とした、医療的ケア児支援連携会議を設置しています。 ●障害のある人やその家族が地域で安心して社会生活を送れるよう、地域生活支援拠点などの体制を整備しています。	普通	●障害のある人やその家族が安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を主体として相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの支援員の人材育成研修の充実を図るとともに、人材確保に向けた情報の共有化を推進していきます。 ●地域生活支援拠点などの体制整備を推進していきます。
	障害福祉課			
③	障害者の就労支援	●障害者就労・生活支援センターが拠点となり、障害のある人の身近な地域において就労面及び生活面における一体的な支援を行っています。 ●福祉的就労として就労継続支援などの訓練給付を行っています。 ●障害者優先調達推進法に基づき、市指定ゴミ袋の一部を就労継続支援事業所に発注しています。	普通	●一般企業などによる障害者雇用を促進するため、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を主体とし、商工担当部署とも協働しながら、企業に対する理解促進のための啓発を推進していきます。
	障害福祉課			
④	安全・安心が確保される体制の整備	●那賀圏域障害児・者自立支援協議会防災部会において、障害福祉サービス事業所の防災マニュアルの作成と避難訓練の実施を働きかけ、支援を行っています。 ●災害時要援護者避難支援システムを構築しています。	普通	●災害時避難行動要支援者の個別避難計画の策定を促進していくための人員確保と体制整備を図ります。 ●災害時などにおける障害福祉サービス事業所などの事業継続に必要な事項を定めた「事業継続計画（BCP）」の策定促進を図ります。
	障害福祉課			
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●障害のある人への支援体制の整備を図るため、岩出市と共同で那賀圏域障害児者自立支援協議会を設置しています。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●紀の川市成年後見制度利用支援事業の委託業務の進捗状況について把握し、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用について推進していきます。 ●自然災害や感染症などに対応するため、障害福祉サービス事業所ごとの災害対応マニュアルや業務継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、優先度の高い避難行動要支援者から災害時の個別避難計画作成ができるよう、人員体制を整えていきます。 ●障害のある人などからの多様な相談に対応するため、基幹相談支援センターの機能強化を図り、障害者相談支援事業を充実させるとともに相談支援専門員の人材育成や人材確保に取り組みます。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	障害のある人などが必要とする障害福祉サービスは、概ね提供できています。しかし、少子高齢化や高度情報化に加え、自然災害の多発、新たな感染症の発生など、障害のある人やその家族を取り巻く環境は大きく変化し、個々の抱える課題も多種多様化してきています。障害のある人やその家族が安心して地域で生活できるような支援体制づくりが重要であり、特に相談支援専門員の人材育成と人材確保のための取り組みを推進する必要があります。また、災害時の避難行動要支援者の個別避難計画作成についても、今後計画的に取り組む必要があります。

施策評価シート（令和 3年度成果）

1. 施策の概要

基本施策名	1-3-4	生活に困窮している方への支援	施策責任者	福祉部長 若林 伸彦
目指す姿	生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受けることができ、自立した生活を送ることができるまちを目指します。			
関係課	社会福祉課	個別計画	地域福祉計画	

2. 市民意識調査の結果

年度	重要度	重要度順位	満足度	満足度順位	市民意識の傾向（市民ニーズの分析）
R 3	9.2	21/40位	8.4	31/40位	●令和3年度の市民意識調査において、これまでの取り組みに対する満足度の質問では、「生活に困窮している方への支援」について「わからない」と回答された人の割合が2番目に高く、制度や施策についての周知が不足している現状です。 ●上記質問において「わからない」と回答した第3位は「障害者の自立支援」であり、市民は、自らの生活に関連のある項目には関心があるが、生活困窮者や障害者については関心が低いことがわかります。市民一人一人が他人事ではなく、“我が事”として捉える地域共生社会実現に向けて普及啓発を進めていかなければなりません。
R 2	10.8	16/40位	9.3	32/40位	

3. 成果指標の状況

No.	指標名	単位		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 （目標値）	ベンチマーク
①	生活保護率	‰	実績	6.03	6.61	6.87	6.99	6.92	6.15以下	県平均 令和元年度 15.90‰ 令和2年度 15.89‰ 令和3年度 15.86‰
			達成率 （%）							
②	生活困窮者相談件数	件	実績	15	8	10	218	195	40	
			達成率 （%）	37.5	20.0	25.0	545.0	487.5		
③	自立世帯件数	件	実績	8	4	2	1	2	10	
			達成率 （%）	80.0	40.0	20.0	10.0	20.0		
④	世帯主の就労率	%	実績	9.6	8.6	9	9.5	11.5	10	県平均 令和元年度 11.7% 令和2年度 11.6% 令和3年度 11.5%
			達成率 （%）	96.0	86.0	90.0	95.0	115.0		
⑤	保護申請件数	件	実績	64	67	50	59	50	65	
			達成率 （%）	98.4	103.0	76.9	90.7	76.9		

4. 成果指標の分析（成果指標のNoと対応）

①就労自立などの世帯増加により保護廃止が増加し、前年度比1.02倍だったが、0.99倍と微減となっています。
②生活困窮者の相談が新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度は218件と令和元年度と比較して大幅に増加しましたが、令和3年度では195件と横ばいながら微減となっています。主な相談内容は生活福祉資金貸付にすることが155件でした。
③支援プランを作成し、相談者の積極的な活動を支援し自立につながった世帯は、2世帯2人でした。
④稼働可能年齢の世帯主でも、傷病などで就労継続が困難な世帯が増加しています。
⑤平成30年度から3年間の相談件数の平均は84件です。年金額や手持ち金など保護要件に該当しない人や他法他施策の情報提供等により申請に至らなかった人が多かったことが考えられます。

5. 施策の現状（社会情勢の変化、国・県の制度変更、他市町村の動向等）

●平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活に困窮する人や世帯に対する重層的なセーフティネットの構築が進められています。
●和歌山県ではバブル崩壊後、平成9年度の被保護人員7,684人、保護率7.11‰を境に増加傾向に転じ、特に平成20年のリーマンショック後は急激な伸びをみせましたが、徐々にその伸びはゆるやかになり、令和2年度では、被保護人員14,681人、保護率15.89‰、令和3年度では、被保護人員12,184人、保護率15.86‰となっています。

6. 施策における課題（長期総合計画で掲げた課題は◎、それ以外は●）

◎生活困窮者の状況の深刻化を防ぐため、対象者を早期に把握できる仕組みが必要です。
◎多様化・複雑化する生活課題にも適切に対応できるよう相談・支援体制の強化が必要です。
●新型コロナウイルスの感染拡大の影響により収入が落ち込んだり離職を余儀なくされた方は、社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付や生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の申請をされる方が多く、新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護の申請件数は1件でした。また貸付や給付金の延長申請も始まり、離職された方に対して就労支援を行っています。精神的ダメージを受け就労意欲をなくしている方もおり、生活再建のため多方面からの支援が必要です。

7. 取組の状況と今後の方向性

No.	取組方針（担当課）	これまでの取組・成果	進捗度	今後の取組の方向性（新規・拡充がある場合はその内容）
①	生活困窮者自立の推進	●地域の民生委員児童委員との連携や庁内各部署との情報連携を強化し、生活困窮者の早期把握に努めました。 ●専門性を持った人材を活用し、業務を効率よく遂行することで、生活保護費の抑制につなげました。 ●窓口相談のほとんどが生活保護申請となっていました が、他法他施策の情報提供とともに、生活困窮自立相談支援事業の支援プランを作成し、支援につなげました。	普通	●社会福祉協議会や和歌山公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、社会福祉協議会に生活困窮自立支援法に基づく業務を委託して、生活困窮者に対して継続的な伴走支援を実施します。 ●総合相談窓口の設置に向け協議を重ね、設置後は市民に周知徹底し、相談しやすい環境をつくります。 ●生活保護システムの国標準準拠システム対応に向け準備を進めていきます。
	社会福祉課			
②				
③				
④				
⑤				
⑥				

8. その他の取組（上記の取組方針以外の取組状況）

●生活困窮者自立相談支援事業の構築のため、相談窓口の設置等について、社会福祉協議会と協議を行いました。 ●新型コロナウイルス感染症の影響による支援とし、令和３年度住民税均等割が非課税世帯又令和３年１月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入になった家計急変世帯に対し、住民税非課税世帯臨時特別給付金（10万円/１世帯）5,185件の給付をしました。

9. 施策の方針（取組の優先順位や、重点化・見直しを図るもの等、施策の方向性）

●生活困窮者の自立促進を包括的に支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく業務を社会福祉協議会に委託し、協働して市民の複雑・多様化する相談に対応し、地域住民同士が支え合う地域共生社会を構築します。
--

10. 施策の評価

施策の進捗度	進捗度の判断理由
普通	●窓口相談のほとんどが生活保護申請になっていましたが、相談者のおかれている状況を把握し、生活困窮者自立相談支援事業の利用を案内し、自立に向けての支援が必要です。 ●生活保護制度については、適正実施に努めています。 ●生活困窮者の支援は、福祉部内だけでなく庁内各部署や関係機関も交えた協議が必須です。